

## 第2次広島市環境基本計画に掲げる各施策の方針に関する主な指標等に係る達成状況等一覧（平成29年度）

- 実績は、平成29年度（平成29年）及び平成28年度（平成28年）のものである。  
 ○ 達成状況は、目指すべき方向が達成できているもの【○】、達成できていないもの【×】、調査を行っていない等の理由により評価できないもの【評価なし】で示している。  
 ○ 達成状況の【評価なし】については、平成27年度又は平成27年の数値を参考に記載した（調査等により把握されているものに限る。）。

区分	項目番号	計画策定時			実績				関連事業 関連施策	要因等	
		基準年度	数値	目指すべき方向	平成28年度（平成28年）		平成29年度（平成29年）				
					数値	達成状況	数値	達成状況			
「第1節 豊かな自然環境の保全」に関して参考となる主な指標等											
1 健全な水循環の確保	漏水率（水道施設）	1	平成26年度	3.2%	減少	3.1%	○	2.6%	○	・水道施設における漏水の防止	〔要因〕 ・広島市水道ビジョンに基づき、老朽化や事故履歴、配水管腐食状況等を踏まえた配水管路の更新を行った。 ・漏水防止調査（道路内の配水管から水道使用者の敷地内にある水道メーターの間に漏水がないか確認する調査）を行い、必要に応じて配水管の更新や水道使用者への修理の案内等を行った。 〔参考〕 ・漏水率は、年間漏水量÷年間給水量で求められ、平成29年度は、年間漏水量3,486,089m <sup>3</sup> ÷年間給水量135,079,732m <sup>3</sup> ≒2.6% となっている。
	浸水常襲地区約2,000haの床上・床下浸水解消率	2	平成26年度末	約30%	増加	約35%	○	約37%	○	・下水道による浸水対策	〔要因〕 ・下水道法に定められた事業計画などに基づき、雨水幹線などの浸水対策施設の整備を行った。 〔参考〕 ・浸水常襲地区とは、中心市街地において深刻な浸水被害が発生している地区約2,000haであり、雨水幹線の整備対象となっている地域（約2,600ha）の一部である。 ・床上・床下浸水解消率とは、浸水常襲地区のうち、浸水対策施設の整備により床上・床下浸水が解消された地域の面積の割合をいう。
2 緑の保全	森林面積	3	平成25年	60,501ha	維持	—	評価なし	—	評価なし	・森林造成事業 ・里山林再生整備事業	〔「評価なし」の理由〕 ・現在調査中であり、数値は未発表であるため。 〔取組〕 ・森林造成事業（森林所有者等が市内の山林において行う人工造林等の森林施策に対する助成を行う事業）や里山林再生整備事業（町内会等が手入れの不十分な農山村地域や都市近郊の里山林で実施する事業に対する助成を行う事業）などに取り組んでいる。 〔参考〕 ・本市の森林面積は、平成17年の旧佐伯郡湯来町との合併に伴い増加して以降、横ばいの状況が続いているが、森林所有者等の高齢化等により、手入れが行き届かず、放置され、荒廃が進んでいる森林が増えている。
	間伐面積	4	平成26年度	287ha	増加	326ha	○	302ha	○	・人工林健全化推進事業	〔要因〕 ・手入れが不十分で整備が必要な人工林を対象に、間伐を実施するために必要な経費に対する助成を行う人工林健全化推進事業などを行った。
	林業従事者数	5	平成22年	242人	増加	— 〔230人 （平成27年）〕	評価なし	—	評価なし	・中山間地域自伐林業支援事業 ・ひろしま産間伐材利用推進事業	〔「評価なし」の理由〕 ・次回の調査は平成32年に行われる予定（調査は5年ごと）であるため。 〔取組〕 ・林業従事者が継続的に収入を得られるよう、自伐林業の推進等を行っている（中山間地域自伐林業支援事業）ほか、平成29年度から林業を行いながら他の仕事でも収入を得る半林半X（エックス）移住者支援事業を開始している。
	森林ボランティアの活動者数	6	平成26年度	7,039人	増加	5,290人	×	7,211人	○	・森林・林業体験活動支援事業 ・市民協働森づくり支援事業 ・市民参加の森林づくり事業	〔要因〕 ・森林に関する知識や林業技術習得のための講習会を開催し、安全かつ適切な森林整備活動及び市民参加の森林づくりを継続的に展開していくための先導的役割を果たすボランティアの育成やボランティア活動に対する助成を行い、森林ボランティア活動を推進した。 〔参考〕 ・森林ボランティアの活動者の推移 平成20年度 5,000人 平成21年度 5,255人 平成22年度 5,526人 平成23年度 5,813人 平成24年度 6,019人 平成25年度 6,377人 平成26年度 7,039人 平成27年度 6,818人
	経営耕地面積	7	平成22年	1,931ha	増加	— 〔1,721ha （平成27年）〕	評価なし	—	評価なし	・新規就農者等への農地集積の促進	〔「評価なし」の理由〕 ・次回の調査は平成32年に行われる予定（調査は5年ごと）であるため。 〔取組〕 ・農業委員会や農地中間管理機構（農用地等を預かり、農業の担い手に貸し付ける仲介を行う団体。都道府県ごとに設置されている。）と連携を図りながら、新規就農者等への農地集積の促進等を行っている。
	耕作放棄地面積	8	平成22年	495ha	減少	— 〔492ha （平成27年）〕	評価なし	—	評価なし	・中山間地域等の農用地に係る所得補償	〔「評価なし」の理由〕 ・次回の調査は平成32年に行われる予定（調査は5年ごと）であるため。 〔取組〕 ・中山間地域等の農用地が耕作放棄地とならないよう、中山間地域等の農用地に係る所得補償等に取り組んでいる。 〔参考〕 ・耕作放棄地とは、以前耕作していた土地で、過去1年間以上作物を栽培せず、この数年の間に再び作付けをする考えのない土地をいい、当指標では、農家の持つ耕作放棄地を指す。

区分	項目番号	計画策定時			実績				関連事業 関連施策	要因等
		基準年度	数値	目指すべき方向	平成28年度（平成28年）		平成29年度（平成29年）			
					数値	達成状況	数値	達成状況		
2 緑の 保全	農業従事者数（販売農家）	9	平成22年	5,531人	増加	— 〔3,971人 （平成27年）〕	評価なし	—	評価なし	<p>〔「評価なし」の理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次回の調査は平成32年に行われる予定（調査は5年ごと）であるため。</li> </ul> <p>〔取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ “ひろしま活力農業”経営者育成事業（栽培・経営技術等の研修及び経営初期の支援を行い、若い活力ある農業経営者を育成する事業）や、「スローライフで夢づくり」新規就農者育成事業（定年退職後に就農を希望する農地を持たない市民を対象に、1年間の栽培・経営技術等の研修及び農地のあっせんなどの支援を行い、生産販売農家として育成する事業）、ふるさと帰農支援事業（農家出身者で定年退職後に帰農を目指す市民を対象に、1年間の栽培・経営技術等の研修を行い、生産販売農家として育成する事業）及び“チャレンジ”女性農業者育成事業（市内の農家女性を対象に、野菜や花・農産物加工など、1年間の栽培・経営技術等の研修を行い、生産販売農家として育成する事業）などにより、農業従事者数の増加に取り組んでいる。</li> </ul>
	認定農業者、新規就農者、女性農業士等の育成人数	10	平成26年度	329人	増加	391人	○	415人	○	<p>〔要因〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ “ひろしま活力農業”経営者育成事業や、「スローライフで夢づくり」新規就農者育成事業、ふるさと帰農支援事業及び“チャレンジ”女性農業者育成事業などの各種育成事業の成果が表れた。</li> </ul>
3 生物の 多様性の 確保	絶滅のおそれのあるもの	11	平成18年	269種	減少（絶滅のおそれがなくなる）	—	評価なし	—	評価なし	<p>〔「評価なし」の理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査未実施のため。</li> </ul> <p>〔取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一定規模以上の開発事業等において、事業者による環境影響評価が適切に行われ、絶滅のおそれのある生物への影響の回避、低減等が図られるよう、法令に基づく制度の適正な運用に努めている。</li> </ul>
	環境指標種	12	平成18年	49種	—	—	評価なし	—	評価なし	<p>〔「評価なし」の理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査未実施のため。</li> </ul> <p>〔取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一定規模以上の開発事業等において、事業者による環境影響評価が適切に行われ、自然環境への影響の回避、低減等が図られるよう、法令に基づく制度の適正な運用に努めている。</li> </ul> <p>〔参考〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境指標種とは、生息・生育に特定の環境条件が必要であり、環境の変化を顕著に反映することから、その存在が環境条件の指標となる生物種をいう。</li> </ul>
	かき（殻付き）養殖生産量	13	平成25年	21,770t	増加	19,340t	×	—	評価なし	<p>〔「評価なし」の理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成29年の数値は現時点で未発表（発表時期未定）であるため。</li> </ul> <p>〔取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広島県と連携してかきの採苗調査を実施し、その調査結果を踏まえたかき養殖業者の指導・支援を実施するとともに、海水の含有物質（窒素、りん）の調査を行い、より効果的な種苗確保策を検討している。</li> </ul> <p>〔参考〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成28年実績では、平成26年の採苗が不調であったため、生産量は減少した。</li> <li>・ 生物の多様性の確保、水産業の振興等の観点から、魚介類等の種苗の生産及び放流、かき養殖漁業の振興等に取り組むことにより、水産資源の維持増大を図るとともに、水産資源の適正な管理を行うことを通じて水産資源の持続的な利用を促進することとしている。（第2次広島市環境基本計画p29）</li> </ul>
	イノシシ等による農林業等に 係る被害額	14	平成26年度	4,713万円	減少	4,057万円	○	4,220万円	○	<p>〔要因〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 野生鳥獣による被害への対策</li> <li>・ 鳥獣被害防止のための森林整備の推進</li> </ul> <p>〔取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広島市鳥獣被害防止計画などに基づき、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等の有害鳥獣の捕獲・駆除等の被害対策を行った。</li> <li>・ 鳥獣害緩衝帯整備を行い、野生鳥獣との共存、棲み分けを行った。</li> </ul>
4 自然との 触れ合いの 推進	自然との触れ合い施設等の 利用者数（合計）	15	平成25年度	1,195,088人	増加	1,166,798人	×	1,163,238人	×	<p>〔要因〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 休日の天候不良や施設改修による閉館などにより、利用者数が減少した。</li> </ul> <p>〔対策〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集客力のある魅力的なイベントの開催、他施設との連携、パンフレット・チラシ等による効果的な宣伝広報などを行い、入場者数の増加につなげていく。</li> </ul> <p>〔参考〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「自然との触れ合い施設等」とは、森林公園、安佐動物公園、植物公園、花みどり公園、青少年野外活動センター、こども村及び少年自然の家・グリーンスポーツセンターをいう。</li> </ul>
	自然との触れ合い事業の参加 者数（合計）	16	平成25年度	48,140人	増加	45,112人	×	46,040人	×	<p>〔要因〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業実施日の天候不良などにより、参加者数が減少した。</li> </ul> <p>〔対策〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規模や回数などの検討を行いながら、今後も事業を実施していく。</li> </ul> <p>〔参考〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「自然との触れ合い事業」とは、森林公園自然体験活動推進事業、里山あーと村、安佐動物公園自然体験活動、植物公園自然体験活動、太田川流域振興交流会議、広島地球ウォッチングクラブ及び子どもの自然体験事業をいう。</li> </ul>

区分	項目番号	計画策定時			実績				関連事業 関連施策	要因等	
		基準年度	数値	目指すべき方向	平成28年度（平成28年）		平成29年度（平成29年）				
					数値	達成状況	数値	達成状況			
「第2節 自然と調和した快適な都市環境の創造」に関して参考となる主な指標等											
1 水と緑を生かした潤いのあるまちづくりの推進	水辺のコンサートの観客数、水辺のオープンカフェの利用者数、水上交通の利用者数等の合計	17	平成26年度	29万5千人	増加	38万5千人	○	43万人	○	・美しい川づくり	〔要因〕 ・オープンカフェについては、テレビ、旅行雑誌等に取り上げられ、観光スポットとして定着しつつある中で、来広観光客数の増加に伴って利用者数が増加した。 ・水上交通については、観光客数の増加に伴い、特に世界遺産航路の利用者が年々増加している。 〔参考〕 ・オープンカフェは平成28年と平成29年にそれぞれ1店舗ずつ新たに開業し、10店舗が営業。 ・水上交通は、平成29年度に広島駅前と平和記念公園を結ぶ航路（WATER TAXI）の運航を開始した。
	河岸緑地の整備済延長	18	平成26年度末	26.2km	増加	26.6km	○	26.7km	○	・河岸緑地の整備	〔要因〕 ・十分な予算を確保でき、河岸緑地を整備できた。 〔参考〕 ・河岸緑地は、水辺と緑地の連続性の確保などにより、都市に潤いを与える貴重なオープンスペースであり、地域の特性を生かした「水の都ひろしま」にふさわしい空間を整備するため、国及び県が実施する高潮対策事業と連携を図りながら、整備を進めている。
	市街化区域における緑の面積の割合	19	平成19年度	18.3%	維持	—	評価なし	—	評価なし	・花と緑の広島づくりネットワークの展開 ・緑化推進制度の実施	〔「評価なし」の理由〕 ・次回の調査は平成31年度に行われる予定（調査は約10年ごと）であるため。 〔取組〕 ・広島市緑の基本計画に基づき、市民やNPO、企業等と協働して潤いのある緑のまちづくりを推進している。
	公園緑地面積	20	平成26年度末	962.2ha	増加	982.95ha	○	984.15ha	○	・公園緑地の整備	〔要因〕 ・十分な予算を確保でき、公園緑地を整備できた。 〔参考〕 ・広島市緑の基本計画において目標としている平成32年度の公園緑地面積1,000haを目指して、整備を推進している。
2 自然と調和した美しい品のある都市景観の創出	建築物等景観協議・届出累計件数	21	平成26年度末	10,496件	増加	12,185件	○	12,856件	○	・広島市景観計画等による景観誘導	〔要因〕 ・市民、事業者、行政が連携・協働して、本市の目指す「美しく品のある都市景観」を総合的かつ計画的に実現していくための景観形成の方針やルール、方策などを体系的に示した広島市景観計画を策定し、計画に基づき施策を行うことができた。
	クリーンボランティア参加者数	22	平成26年度	120,536人	増加	111,989人	×	113,135人	×	・クリーンボランティア支援事業	〔要因〕 ・門前清掃が市民生活に普及してきたこと等により、個人で清掃活動を行うケースが増えたことで、制度を利用した団体での清掃活動の機会が減少してきたことによるものと考えられる。 〔対策〕 ・「自分たちのまちは自分たちできれいにする」との考え方に立ち、市民が主体となった門前清掃や町内一斉清掃などのボランティア活動を支援し、ごみのないまちづくりを推進していくとともに、新たにSNSや市政出前講座も活用し、一層の制度の周知に努める。
	不法投棄件数	23	平成26年度	392件	減少	153件	○	123件	○	・不法投棄防止パトロールの実施 ・不法投棄防止キャンペーンの実施	〔要因〕 ・平成25年度から平成27年度において、市街地周辺の不法投棄ごみの一斉撤去を行った。 ・一斉撤去後の再発防止策として平成26年度から夜間の不法投棄防止パトロールを強化するとともに、平成27年度には地元からの要請に基づき監視カメラ等の設置を行った。
3 環境への負荷の少ない交通体系等の整備	公共交通機関全体の利用者数	24	平成25年度	56.8万人/日	増加	60.0万人/日	○	—	評価なし	・地域公共交通再編実施計画の策定 ・路面電車LRT化の推進 ・JR可部線の輸送改善の推進 ・交通結節点における乗換利便性の向上 ・マイカー乗るまあデーの推進 ・パーク&ライドの推進 ・新交通西風新都線整備の推進 ・低公害バス車両購入費補助	〔「評価なし」の理由〕 ・平成29年度の数値は現時点で未発表であるため。 〔取組〕 ・各種施策により公共交通の利用の推進を行っている。 〔参考〕 ・平成28年度の乗車人数は60.0万人/日となっており、近年は微増傾向にある。 ・乗車人数（1日当たり）の推移 平成25年度 56.8万人 平成26年度 56.6万人 平成27年度 58.5万人 平成28年度 60.0万人
	次世代自動車の登録台数割合	25	平成25年度	9.2%	増加	16.6%	○	18.7%	○	・自動車環境管理制度の運用 ・公用車への低公害車の導入	〔要因〕 ・次世代自動車該当車の性能向上、価格低下及び該当車種の拡大等により、登録割合は増加したと考えられる。 〔参考〕 ・次世代自動車とは、窒素酸化物、粒子状物質等の大気汚染物質の排出が少ない若しくは大気汚染物質を全く排出しない又は燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車をいう。
4 まちづくりにおける環境の保全等についての配慮	防災情報メール登録総件数	26	平成26年度末	69,042件	増加	97,667件	○	105,533件	○	・広島市防災情報メールの登録促進	〔要因〕 ・防災教室、出前講座、防災訓練、広報紙、広報番組、ホームページ等を通じた防災情報メールの登録促進や避難情報の入手方法の周知を行った。 ・防災情報メールへ登録しやすくするため迷惑メール設定解除方法を記載したリーフレットの作成・配布を行った。 ・市内の14の大学の新生を対象として入学のオリエンテーション等や成人祭でのチラシ配布を行った。 ・市内を走るバス内で、チラシを配架した。



区分	項目番号	計画策定時			実績				関連事業 関連施策	要因等	
		基準年度	数値	目指すべき方向	平成28年度（平成28年）		平成29年度（平成29年）				
					数値	達成状況	数値	達成状況			
「第3節 健全で快適な生活環境の保全」に関して参考となる主な指標等											
1 大気環境の保全	大気汚染に係る環境基準達成率	二酸化硫黄	27	100% (4/4局)	維持	100% (4/4局)	○	100% (4/4局)	○	・大気汚染の状況の監視 ・大気汚染の防止に関する工場・事業場への立入検査等	〔要因〕 ・排出源である工場・事業場への立入検査、汚染物質排出量の調査等を行い、工場・事業場の排出基準の遵守の徹底を図ること等により、環境基準の維持に努めた。 〔参考〕 ・二酸化硫黄は、高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、森林や湖沼などに影響を与える酸性雨の原因物質になると言われている。 ・大気汚染の状況を、市内に設置した4局の一般環境大気測定局で常時監視するとともに、公表した。
		二酸化窒素	28	100% (11/11局)	維持	100% (11/11局)	○	100% (11/11局)	○	・大気汚染の状況の監視 ・大気汚染の防止に関する工場・事業場への立入検査等	〔要因〕 ・排出源である工場・事業場への立入検査、汚染物質排出量の調査等を行い、工場・事業場の排出基準の遵守の徹底を図ること等により、環境基準の維持に努めた。 〔参考〕 ・二酸化窒素は、高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質になると言われている。 ・大気汚染の状況を、市内に設置した7局の一般環境大気測定局及び4局の自動車排出ガス測定局で常時監視するとともに、公表した。
		一酸化炭素	29	100% (2/2局)	維持	100% (2/2局)	○	100% (2/2局)	○	・大気汚染の状況の監視 ・アイドリングストップ運動の推進	〔要因〕 ・ステッカー配布などのアイドリング・ストップの啓発活動を行うこと等により、環境基準の維持に努めた。 〔参考〕 ・一酸化炭素は、血液中のヘモグロビンと結合して、酸素を運搬する機能を阻害する等の影響を及ぼすほか、温室効果ガスである大気中のメタンの寿命を長くすることが知られている。 ・大気汚染の状況を、市内に設置した2局の自動車排出ガス測定局で常時監視するとともに、公表した。
		浮遊粒子状物質	30	100% (11/11局)	維持	100% (11/11局)	○	100% (11/11局)	○	・大気汚染の状況の監視 ・大気汚染の防止に関する工場・事業場への立入検査等	〔要因〕 ・排出源である工場・事業場への立入検査、汚染物質排出量の調査等を行い、工場・事業場の排出基準の遵守の徹底を図ること等により、環境基準の維持に努めた。 〔参考〕 ・浮遊粒子状物質は、大気中に長時間滞留し、高濃度で肺や器官等に沈着して呼吸器に影響を及ぼす。 ・大気汚染の状況を、市内に設置した7局の一般環境大気測定局及び4局の自動車排出ガス測定局で常時監視するとともに、公表した。
		PM2.5 (微小粒子状物質)	31	25% (2/8局)	増加	73% (8/11局)	○	73% (8/11局)	○	・大気汚染の状況の監視	〔要因〕 ・平成27年度より、3局の一般環境大気測定局で微小粒子状物質の常時監視を開始し、市内における微小粒子状物質の監視体制を強化した。 〔参考〕 ・PM2.5（微小粒子状物質）は、粒径が2.5μm以下と小さな粒子であるため、肺の奥まで入りやすく、肺がん、呼吸器への影響に加え、循環器系への影響が懸念されている。 ・大気汚染の状況を、市内に設置した7局の一般環境大気測定局及び4局の自動車排出ガス測定局で常時監視するとともに、公表した。
		光化学オキシダント	32	0% (0/7局)	増加	0% (0/7局)	×	0% (0/7局)	×	・大気汚染の状況の監視	〔要因〕 ・主な原因物質である窒素酸化物や揮発性有機化合物の排出削減対策が進められているものの、既存の排出削減対策では環境基準の達成は全国的に厳しい状況である。光化学オキシダントの生成機構は複雑であることから、効果的な追加対策の検討が環境省において進められているところである。 〔対策〕 ・主な原因物質の発生源となる工場・事業場への立入検査、大気汚染物質排出量の調査等を行い、工場・事業場の排出基準の遵守の徹底を図ること等により、引き続き、光化学オキシダントの発生抑制に努めていく。 〔参考〕 ・光化学オキシダントは、いわゆる光化学スモッグの原因となり、高濃度では粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物など植物への影響も観察されている。 ・大気汚染の状況を、市内に設置した7局の一般環境大気測定局で常時監視するとともに、公表した。 ・平成3年度から平成29年度間の光化学オキシダント濃度の長期トレンドを示す新指標（平成28年2月17日付 環境省水・大気環境局大気環境課長通知で示された光化学オキシダントの環境改善効果を適切に示すための指標、測定局別日最高8時間値の年間99パーセンタイル値の3年移動平均値）については、横ばい傾向である。

区分	項目番号	計画策定時			実績				関連事業 関連施策	要因等		
		基準年度	数値	目指すべき方向	平成28年度（平成28年）		平成29年度（平成29年）					
					数値	達成状況	数値	達成状況				
2 水環境・土壌環境の保全	汚水処理人口普及率	33	平成26年度末	95.1%	増加	95.9%	○	96.5%	○	・汚水処理施設の整備等	〔要因〕 ・公共下水道の整備の促進により、処理開始区域が増加した。 〔参考〕 ・汚水処理人口普及率は、汚水処理区域人口（公共下水道、農業集落排水処理施設、市営浄化槽を利用している人口の総和）÷行政区域人口で求められ、平成29年度は、汚水処理区域人口1,151,860人÷行政区域人口1,193,556人≒96.5% となっている。	
	水質汚濁に係る環境基準達成率	人の健康の保護に関する項目（河川）	34	平成26年度	100% (27/27地点)	維持	100% (27/27地点)	○	100% (27/27地点)	○	・水質汚濁等の状況の監視 ・水質汚濁の防止に関する工場・事業場への立入検査等	〔要因〕 ・排出源である工場・事業場へ立入検査、汚濁物質排出量の調査等を行い、工場・事業場の排水基準の遵守の徹底を図ること等により、環境基準の維持に努めた。 〔参考〕 ・市内の河川27地点で水質の汚濁の状況を常時監視するとともに、公表した。
		人の健康の保護に関する項目（海域）	35		100% (8/8地点)	維持	100% (8/8地点)	○	100% (8/8地点)	○	・水質汚濁等の状況の監視 ・水質汚濁の防止に関する工場・事業場への立入検査等	〔要因〕 ・排出源である工場・事業場へ立入検査、汚濁物質排出量の調査等を行い、工場・事業場の排水基準の遵守の徹底を図ること等により、環境基準の維持に努めた。 〔参考〕 ・市内の海域8地点で水質の汚濁の状況を常時監視するとともに、公表した。
		生活環境の保全に関する項目（河川のBOD）	36		100% (20/20水域)	維持	100% (20/20水域)	○	100% (20/20水域)	○	・水質汚濁等の状況の監視 ・水質汚濁の防止に関する工場・事業場への立入検査等	〔要因〕 ・排出源である工場・事業場へ立入検査、汚濁物質排出量の調査等を行い、工場・事業場の排水基準の遵守の徹底を図ること等により、環境基準の維持に努めた。 〔参考〕 ・BOD（生物化学的酸素要求量）とは、バクテリアが一定時間内に水中の有機物を酸化・分解するのに必要な酸素の量であり、有機汚濁に関する河川の代表的な水質指標として用いられる。値が大きいほど、汚濁度が高いことを示す。 ・市内の河川20水域で水質の汚濁の状況を常時監視するとともに、公表した。
生活環境の保全に関する項目（海域のCOD）	37	0% (0/4水域)	増加		0% (0/4水域)	×	0% (0/4水域)	×	・水質汚濁等の状況の監視 ・水質汚濁の防止に関する工場・事業場への立入検査等	〔要因〕 ・生活排水や工場排水の影響により、環境基準以下に抑えることができなかった。 〔対策〕 ・COD及びCODの増加に寄与する窒素とリンの削減を引き続き、工場・事業場に指導していく。 〔参考〕 ・COD（化学的酸素要求量）とは、酸化剤により水中の有機物を酸化・分解するのに必要な酸素の量であり、有機汚濁に関する海域の代表的な水質指標として用いられる。値が大きいほど、汚濁度が高いことを示す。 ・市内の海域4水域で水質の汚濁の状況を常時監視するとともに、公表した。		
3 有害化学物質対策の推進	有害化学物質に係る環境基準達成率	38	平成26年度	100% (30/30地点)	維持	100% (29/29地点)	○	100% (30/30地点)	○	・ダイオキシン類の濃度の監視	〔要因〕 ・排出ガス中のダイオキシン類について、設置者から提出された自主測定の結果を基に、工場・事業場への立入検査を行い、排出基準の遵守の徹底を図ると共に指導を行った。 〔参考〕 ・ダイオキシン類の大気・水質・底質・地下水及び土壌の環境調査を実施し、調査結果を公表した。	
	有害大気汚染物質	39		100% (5/5地点)	維持	100% (5/5地点)	○	100% (5/5地点)	○	・有害大気汚染物質による汚染の状況の監視	〔参考〕 ・有害大気汚染物質とは、低濃度であっても長期間の暴露により人の健康に影響を及ぼすおそれの高い物質であり、当指標においては、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンをいう。 ・市内5地点で有害大気汚染物質による大気汚染の状況を常時監視するとともに、公表した。	
4 騒音・振動の防止	騒音に係る環境基準達成率	40	平成26年度	95% (約10万5千/約11万戸)	増加	96% (約13万7千/約14万2千戸)	○	96% (約13万8千/約14万3千戸)	○	・自動車騒音等の状況の監視 ・道路交通騒音・振動対策の推進	〔要因〕 ・騒音に係る環境基準が達成されていない地点については、道路管理者等に騒音対策の実施への配慮を求めた。 〔参考〕 ・市内約25地点で自動車騒音の状況を測定し、その結果を基に幹線道路沿いの住居ごとに評価し、公表した。	
	自動車騒音	41		67% (8/12地点)	増加	67% (8/12地点)	×	67% (8/12地点)	×	・鉄道騒音・振動対策の推進	〔要因〕 ・鉄道事業者により鉄道騒音対策が実施されているが、環境基準の達成には至らなかった。 〔対策〕 ・騒音に係る環境基準が達成されていない地点については、鉄道事業者に騒音対策の実施への配慮を引き続き求めていく。 〔参考〕 ・市内12地点で鉄道騒音の状況を調査するとともに、公表した。	
5 ゼロエミッションシティ 広島の推進	1人1日当たりのごみ排出量（ごみ総排出量）	42	平成26年度	864g/人日 (374,858t/年)	減少	841g/人日 (366,095t/年)	○	848g/人日 (370,065t/年)	○	・ごみの減量・リサイクルに関する広報の充実	〔要因〕 ・事業ごみの排出量が増加したものの、家庭ごみの排出量が減少し、全体として減少した。	
	産業廃棄物最終処分量	43	平成25年度	8.9万t/年	減少	—	評価なし	—	評価なし	・広島市産業廃棄物処理指導計画の推進	〔「評価なし」の理由〕 ・次回の調査は平成31年度に行われる予定（調査は5年ごと）であるため。 〔取組〕 ・産業廃棄物の多量排出事業者による自主的取組の促進や排出事業者が取り組みやすい環境づくりなどに取り組んでいる。	

区分	項目番号	計画策定時			実績				関連事業 関連施策	要因等		
		基準年度	数値	目指すべき方向	平成28年度（平成28年）		平成29年度（平成29年）					
					数値	達成状況	数値	達成状況				
「第4節 地球環境の保全への貢献」に関して参考となる主な指標等												
1 地球 温暖化 対策の 推進	温室効果ガス排出量	44	平成24年度	879.2万t-CO <sub>2</sub>	減少	820.4万t-CO <sub>2</sub> (速報値)	○	—	評価なし	・事業活動環境配慮制度の運用 ・低炭素集合住宅建築補助	〔「評価なし」の理由〕 ・平成29年度の数値の算定に必要なデータが現時点で未発表であるため。 〔参考〕 ・平成28年度実績（速報値）では、主に温室効果ガス全体の半分以上を占める民生・家庭部門及び民生・業務部門の排出量が減少したことにより、全体の排出量は減少した。 ・事業活動環境配慮制度とは、一定規模以上の事業者を対象に、温室効果ガスの削減目標や排出抑制対策を内容とする事業活動環境計画書及び事業活動環境報告書の作成、提出及び公表を義務付け、市においてその概要を公表するとともに、取組内容を評価する制度である。 ・低炭素集合住宅建築補助とは、低炭素化の図られた集合住宅の住戸部分の全てについて、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づき、市長から低炭素建築物新築等計画の認定を受けた集合住宅を建築し、販売する事業を行う建築主に対し、補助を行う制度である。	
	エネルギー使用量（原油換算）	45	平成24年度	302.1万kℓ	減少	285.7万kℓ (速報値)	○	—	評価なし	・事業活動環境配慮制度の運用 ・低炭素集合住宅建築補助	〔「評価なし」の理由〕 ・平成29年度の数値の算定に必要なデータが現時点で未発表であるため。 〔参考〕 ・平成28年度実績（速報値）では、主に民生・業務部門及び運輸部門のエネルギー使用量が減少したことにより、全体の使用量は減少した。	
	中国電力株式会社のCO <sub>2</sub> 実排出係数	46	平成26年度	0.706kg-CO <sub>2</sub> /kWh	減少	0.691kg-CO <sub>2</sub> /kWh	○	—	評価なし	・エネルギー環境配慮制度の運用	〔「評価なし」の理由〕 ・平成29年度の数値は現時点で未発表であるため。 〔参考〕 ・平成28年度実績では、CO <sub>2</sub> 実排出係数が石油・石炭に比べて低いLNG（液化天然ガス）の利用拡大、火力発電所熱効率の向上、再生可能エネルギーの利用拡大等の理由により、CO <sub>2</sub> 実排出係数は減少した。 ・エネルギー環境配慮制度とは、本市の区域内に電気を供給する小売電気事業者を対象に、再生可能エネルギーの導入割合などの目標などを内容としたエネルギー環境計画書及びエネルギー環境報告書の作成、提出及び公表を義務付け、市においてその概要を公表する制度である。	
2 オゾン層の 保護	大気中のフロン濃度	CFC11	47	平成26年度	0.27ppb	減少	0.27ppb	×	0.24ppb	○	・フロン類の濃度の調査 ・フロン類の管理の適正化の推進	〔要因及び対策〕 ・家庭用のエアコンディショナー及び電気冷蔵庫の冷媒用フロン類については、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づき、製造業者等による回収や破壊を推進した。 ・カーエアコンのフロン類の適正回収・破壊を推進するため、使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）に基づき、登録業者の指導や監視を行った。 ・オゾン層保護推進月間（9月）のポスター掲示を行った。 〔参考〕 ・大気環境中のフロンの状況を把握するため、平成3年度から大気中のフロン濃度の調査を行っている。平成29年度は測定場所等の見直しを行った。 平成28年度まで：市役所、南原研修所、五月が丘公民館及び衛生研究所（年2回測定） 平成29年度：井口小学校、安佐南区役所、比治山測定局、楠那中学校及び阿戸出張所（毎月測定）
		CFC12	48		0.58ppb	減少	0.60ppb	×	0.53ppb	○		
		CFC113	49		0.07ppb	減少	0.07ppb	×	0.07ppb	×		
3 酸性 雨の防 止	雨水の水素イオン濃度指数（pH）平均値	50	平成26年度	4.49	上昇 (酸性化の緩和)	4.78	○	4.89	○	・酸性雨の状況の調査	〔要因〕 ・酸性雨の原因である硫酸化物や窒素酸化物の排出抑制のための取組を進めるため、排出源である工場・事業場への立入検査、汚染物質排出量の調査等を行い、工場・事業場の排出基準の遵守の徹底を図ること等により、環境基準の維持に努めた。	